

《仮訳（要約）》

フランス共和国 食品および製品と接触するアルミニウム材  
またはアルミニウム合金材および品目に関する指令  
(1987年8月27日付)

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。  
ユーロフィン・プロダクト・テストイング株式会社は資料作成には  
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、  
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。  
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。  
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、  
ユーロフィン・プロダクト・テストイング株式会社は一切責任を負うことが  
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000637961>

※ 原典(9 ページ)より、食品接触材に関する箇所の概要および適用範囲を要約。  
翻訳は省略。

## 概要：

### 第1条

食品、製品及び飲料と接触するために保有、販売のために提供または販売されるアルミニウムまたはアルミニウム合金製の材料及び物品ならびにこれらの食品、製品及び飲料と接触する当該材料及び物品は、この命令の要求事項に適合していなければならない。

### 第6条

競争・消費・不正防止総局長、産業担当局長、食品担当局長、保健担当局長はそれぞれこの命令の実施に責任を持ち、この命令はフランス共和国政報に掲載される。

## 適用範囲：

### 第2条

第1条の材料及び成形品の製造に使用されるアルミニウムは、少なくとも99%のアルミニウムを含まなければならない。

不純物は、その合計がアルミニウムの重量に対して1%を超えてはならないが、以下のように制限されるものとする。

- ・鉄+シリコン：1%、など

### 第3条

第1条で言及された材料及び成形品の製造に使用されるアルミニウム合金において、アルミニウムは重量で他のすべての元素よりも重量的に優勢でなければならない。

アルミニウム合金に添加することができる、または不純物として存在する元素の重量による含有量は、以下の値を超えてはならない。

- ・シリコン：13.5 %、など

### 第4条

第1条で指定された材料および物品に適用されるコーティングは、それらについて施行されている規制に準拠しなければならない。

### 第5条

本令第2条及び第3条の規定に適合するアルミニウムまたはアルミニウム合金製の材料及び物品の陽極酸化は、単独または混合で使用される以下に示す酸の希薄浴中で実施することができる。

- － 硫酸、など